

# 先例が少ない中で企業ごとの“解”を見つけ 新たな実務の構築に挑む

長島・大野・常松法律事務所

森大樹 殿村桂司 早川健 水越政輝

## 企業の社会的責任と 従業員のプライバシー保護の両立

新型コロナウイルス感染症という未知の病気によって、企業は感染拡大防止と、感染者または感染が疑われる者の個人情報・プライバシー保護をどのように両立すべきか、という難しい問題に直面した。弁護士にとっても過去に例のない事態であり、国内外の法令のいずれについても平時はあまり利用しない例外規定を積極的に活用すると同時に、世界的な議論の状況を把握して実務上の留意点を明らかにする必要があるという。

「幸いにも私が直接相談を受けているクライアントに新型コロナ感染者は確認されていませんが、予防策や感染者が確認された際の対応などのご相談を多く受けています。例えば、物流企業は事業を安定して継続させることが責務であり、仮に物流倉庫で感染者が確認された場合は閉鎖しなければならず、物流に大打撃を与えてしまうため、感染予防に主眼を置きます。このとき、勤務開始時に検温を義務づけてよいのか、体温の情報を保管し続けるのか、一定期間が過ぎたら消去するのか、日本の個人情報保護法上は問題なくとも、欧州では法に抵触する場合があります。また、仮に感染者が確認された場合、情報を開示する必要がありますが、対外的にどこまで公表してよいのか、社内にはどこまで伝えるべきか、個人情報保護の観点に基づく線引きが難しい場面でもあります。社会からの批判を受けず、従業員に対しても安全を確保するだけでなく安心させなければならず、さらに感染者本人のプライバシーも保護しなければなりません。多くの企業はいま、難しい舵取りを迫られています」(森大樹弁護士)。

長島・大野・常松法律事務所では、新型コロナウイルス感染症に関する法務問題について無料でアクセスできる特集ページをいち早く開設すると同時に、ニュースレターの発行やウェブセミナーの開催など積極的な情報発

信に取り組んでいる。

## 広範な法分野・プラクティス かつグローバルでの対応

データは21世紀の石油であるといわれる。新しいビジネスを生み出していく上でも、既存のビジネスモデルを変革して企業が生き残っていく上でも、データの利活用が非常に重要であることは疑いようがないが、データといってもさまざまな性質・形態があり、実際の取引の中でどのように取り扱うべきかについて明らかでない点も多い。また、データそのものの価値やデータの取扱いがビジネスや一般消費者に与える影響が大きくなっていることから、幅広い法規制が関連することも特徴である。

「データが個人情報を含む場合は、個人情報保護法を遵守する必要があります。また、データを取引の対象物として見た場合、独占禁止法や税法がどのように適用されるのかについても注意しなければなりませんし、サイバーセキュリティやデータ漏えいが発生した場合の危機対応も重要になります。さらに、データに関連する新しい法規制への対応も必要で、例えば2019年7月に導入された不正競争防止法上の“限定提供データ”としての保護を受けるためには、“営業秘密”と同様の管理方法でよいのか、また第三者に提供する際にどのような規定が契約上適切かといったことについての相談を受けることも増えています。広範な法分野やプラクティスが関連するため、広い視野・知識と適切なバランス感覚が重要であると感じています。また、常に案件ごとの特性を踏まえた個別の検討が求められる点も特徴です」(殿村桂司弁護士)。

「民間企業に出向した後、個人情報保護委員会に入り、欧州や米国、アジアなど世界の個人データ保護法令の動向を調査してきました。例えば、新型コロナ感染拡大を防ぐ手段の一つとして、接触確認アプリ(コンタクトトレーシングアプリ)といった新たな技術の導入が世



Oki Mori



Keiji Tonomura



Takeshi Hayakawa



Masaki Mizukoshi

界的に検討されていますが、欧州当局がガイダンスを発行しましたし、日本の個人情報保護委員会は個人情報に関する個人の権利利益の確保とのバランスに留意しつつこれらのアプリを活用するための考え方を示しました。新しい技術・サービスと個人情報保護・プライバシー保護は密接に関連していることが珍しくなく、民間企業でのビジネスの進め方と規制当局の考え方のバランスを常に意識しています」(早川健弁護士)。

「データは容易に国境を越えるため、グローバルな視点でコンプライアンス対応をしなければなりません。また、M&Aにおいても対象会社が保有するビッグデータが買収目的の一つであるようなケースも増えてきており、デューデリジェンスの過程で、これまでよりも踏み込んでデータコンプライアンスをチェックしたり、買収後に対象会社のビッグデータを活用できるのかを検討したりすることも重要です。外国からの国内企業への投資や独占禁止法・競争法を所管する当局も審査に際してデータの取扱いには強い関心を持ち、関連する法令やガイドラインの動きも激しくなっています」(水越政輝弁護士)。

## “解”は一つではない

データ利活用は、先例が必ずしも十分でない中で新しい問題に取り組む必要があるチャレンジングな分野であるが、だからこそやりがいを感じるという。

「テクノロジーを利用した新しいビジネスが次々と生み出されていく中で、企業はデータ利活用と個人情報・プライバシーの保護を両立させていかなければなりません。このバランスは個別の案件ごとに異なり、“解”は一つではありません。今後、各法分野やプラクティス分野での議論がさらに進み、データ利活用に関して新たな規制や実務上の工夫が次々と生じるでしょう。当事務所では、各分野において豊富な経験を有する弁護士が協力して最先端の案件に関与することでこれまで培ってきた知識・経験を、テクノロジー法の分野でも最大限活かして、クライアントのデータ利活用を通じたビジネス展開を総合的にサポートしていきたいと考えています」(森弁護士)。

## Profile

### 森大樹

01年慶應義塾大学法学部卒業。02年弁護士登録。06年東京大学大学院法学政治学研究所非常勤講師。07～09年内閣府・内閣官房・消費者庁。10年～上智大学法科大学院非常勤講師。訴訟・紛争解決業務や国内外の個人情報・プライバシー関係、消費者関連法(景品表示法、製品事故・リコール、PL法、消費者契約法など)を中心として企業法務全般に従事。ALB Japan Law Awards 2019において、Dispute Resolution Lawyer of the Yearを受賞。

### 早川健

06年東京大学法学部卒業。09年早稲田大学大学院法務研究科修了。10年弁護士登録。16年Duke University School of Law卒業(LL.M.)。17～18年ヤフー株式会社、18～20年個人情報保護委員会。個人情報保護委員会事務局での在任中は、欧州、米国、アジアなど世界の個人データ保護法令の動向についての情報収集等を担当。

### 殿村桂司

04年京都大学法学部卒業。06年京大法学部法科大学院修了。07年弁護士登録、14年再登録。13年Columbia Law School卒業(LL.M.)。13～14年Kirkland & Ellis(シカゴ)。M&A取引や知財関連取引を中心に、企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT業界の案件やテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件にも幅広い経験を有する。The Best Lawyers in Japan 2021のFintech部門において選出。

### 水越政輝

09年中央大学法学部卒業。11年弁護士登録。17年Columbia Law School卒業(LL.M.)。17～18年Covington & Burling LLP(ワシントンD.C.)。国内外のM&A取引等を幅広く取り扱うとともに、欧州、米国、アジアを含むグローバルなデータコンプライアンスやサイバーセキュリティに関する案件も多く手がける。

## 連絡先

〒100-7036 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー

TEL : 03-6889-7000 (代表) FAX : 03-6889-8000 (代表)

URL : www.noandt.com E-mail : info@noandt.com